

平成24年第一回都議会定例会
監査委員報告

平成24年2月22日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう厳格な監査を実施することにあります。

年間を通じて、定例監査、行政監査、工事監査、財政援助団体等監査、決算審査、住民監査請求など多岐にわたる監査を実施しております。

平成23年は、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受け、各局が震災対応に力を注ぐことができるよう、定例監査の日程を変更し、行政監査については行わないことといたしました。

この1年間で監査を実施したのは600か所であり、問題点の指摘は204件、指摘した金額は、明示されているものだけでも約2億7,000万円であります。

はじめに、定例監査から申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁の全ての部と事業所の約4割、合計で453か所を対象として、事務、事業が適正・適切に行われているかについて、監査を実施いたしました。

監査の結果、物品購入などの契約手続きについて、契約を締結しない

まま、物品を納品させ、後日まとめて代金を支払うといった、不適正な契約手続きが依然として認められました。

また、情報システムの運用支援委託において、業務量を過大に算定したり、不要な機能改善を実施していたものがありました。

定例監査では、監査を効率的・効果的に進めるため、重点監査項目を設定していますが、平成23年は重点監査項目の1つとして「リース契約」を設定いたしました。

リース契約による物品調達では、購入するなど他の方法で調達する場合と比較したうえで、リース契約を選択する必要があります。今回指摘した内容を見ますと、積算の根拠が残っておらず、リース契約の妥当性について検証できないものがありました。また、短期間しか使用しない機器であるのに、物件の全価格を実質的に負担しているものがありました。

ところで、多くのリース契約においては、リース期間終了後も再リースが可能なものがあります。そのため、当初のリース契約締結時には、再リースを検討する際に備えて、契約金額の内訳を把握しておく必要がありますが、その努力が十分には行われていませんでした。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、全局における100万円以上の工事を対象としております。平成23年は、件数では約1割の1,786件、金額では、約2割に当たる約3,100億円の工事について監査を実施いたしました。

指摘した内容を見ますと、工事照明の設備費の積算において、撤去のみの単価を用いるべきところに、設置と撤去を行う場合の単価を用いていたものがありました。

また、地上デジタル放送への移行に伴い、増幅器の設置数をアナログ放送時よりも低減できることがあります。しかし、地上デジタル放送受信対応工事において、増幅器の設置数を精査せず、従前のままとしたため、過剰な設計となっているものがありました。

工事請負者への指導・監督では、地下を掘削する際には、土留工を適切に行う必要がありますが、作業の途中で、支えとなる支保材を撤去しているものがありました。このような状況は、崩落事故につながりかねない、たいへん危険なものですが、適切な監督が行われていませんでした。

指摘全体を通して、工事の知識や現場監督経験の不足が原因で、単価設定や数量など基本的事項の間違いや、現場の状況を十分把握できていないものが見られます。これら経験を積んでいない職員による技術業務を改善するため、技術職員の補強や部局を越えた支援体制拡大など、組

織的な取組を求めました。

次に、都の補助金交付団体や出資団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、補助金交付団体等 135 団体及び出資団体 12 団体であります。

補助金交付団体等への監査では、社会福祉法人に対し、施設利用者数の算定誤りなどによる過大交付の事例が多数認められたため、補助金の返還などを求めました。

出資団体への監査では、院内保育所の運営実績がないにもかかわらず、その経費として運営費負担金約 2,600 万円が交付されたままとなっていたものや、指定管理者が事業計画書において提案した内容が、実際には履行されていなかったものがありました。

また、制服の在庫管理がおろそかになっていたものについて、職員を装った詐欺や訪問販売等に悪用されないよう、適正な管理を求めました。

そのほか、出資団体が局から特命随意契約で受託した業務について、その主要な部分がさらに特命随意契約で再委託されているものが複数見られたため、競争性・透明性・公平性を高める観点から、それらの契約について改善を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成22年度決算について、主に法令等に基づき適正に執行されているかという合規性の観点から監査を行い、決算計数を確認するとともに、予算執行や資金管理、財産管理の面から検証しました。

その結果、財産に関する調書において、土地約7,000平方メートルの登載漏れ、有価証券6,000万円の過大登載などがあり、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

また、公営企業会計において、特別損失3億6,000万円余りが雑支出として計上されていたため、適正な会計処理を求めました。

次に、監査結果に対する改善状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、はじめてその目的を達成します。このため、年に2回、各局から改善状況について報告を求め、その改善を促しています。過去3年間に行った指摘について見ると、各局が改善に努めた結果、これまでに約88パーセントが改善済みとなっています。

具体的な改善事例としては、都立高等学校の図書館においては、図書館の書籍の管理や貸出事務を効率的に行うとともに、読書活動の推進に活用できる図書館管理システムについて、約半数の導入にとどまってい

ましたが、全ての都立高等学校に導入されることになりました。

このほかに、都民からの住民監査請求が19件あり、そのうち請求の要件を満たした、固定資産税等の賦課に関する請求1件について監査を実施いたしました。

以上、この1年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、十分な検討がなされず、安易に前例が踏襲された事務処理が進められており、コスト意識や問題意識を持って業務を見直していない事例が少なくないことです。

また、日常の事務処理が担当者のみで進められ、組織内部のチェック体制や、異なる部門間での連携が十分に機能していないために、事務処理の誤りや遅れが見過ごされていることです。

ところで、定例監査で重点監査項目としたリース契約については、平成19年には、約3億4,000万円の指摘をしていました。その後、各局においてマニュアルの作成、チェック体制の強化などの措置が講じられ、平成23年の指摘額は、約2,400万円と、3億円を超える改善が見られました。今回指摘した事項につきましても、こうした積極的な取組を期待します。

管理者の皆様におかれましては、職場の様々な課題に即応できる高度な知識や能力を備え、都民サービスをさらに向上させる気概にあふれた職員の育成に努められるよう望みます。

都財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くと考えられます。このため、限られた財源や人材の中で、創意工夫を凝らし、今まで以上に効率的・効果的に、事業を推進していかねばなりません。

東京都は、これまで、行政の効率化と都民サービスの充実に向けて、民間活力を活用した多様な経営手法の導入、IT化の推進、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた新たな公会計制度の導入・活用など、各分野で行財政改革の取組を進めてきました。

これらの取組について、一層の効率化やサービス向上が図られているかを検証することが、監査の果たす役割として従来にも増して重要となっています。

私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。